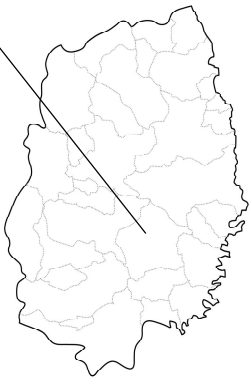


別添

岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画 一部変更新旧対照表

改正後	改正前
1 ～ 5 [略] 6 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項 <u>本県において、特定環境負荷低減事業活動の促進を図る区域（特定区域）及び当該区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容は、別添のとおりとする。</u> 7 ～ 9 [略] <u>(別添)</u> <u>特定区域の区域及び事業活動の内容（遠野市）</u> 1 特定区域の区域 (1) 区域 <u>遠野市全域</u> 	1 ～ 5 [略] (新設) 6 ～ 8 [略]
備考 変更部分は、下線の部分である。	

別添

改正後	改正前
<u>(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由</u> <u>遠野市は、岩手県の南東部に位置し、市内を流れる大小複数の河川沿いを中心に耕地や集落が形成されている。農地の多くは黒ボク土であり、農林業を基幹産業として、水稻を中心に、野菜、ワサビ、ホップ等の園芸・工芸作物や畜産を組み合わせた複合経営が営まれている。</u> <u>このような地域特性を踏まえ、遠野市では有機農業を含む環境負荷低減型農業の推進に積極的に取り組んできた。具体的には、生産者、花巻農業協同組合、㈱ふるさと商社、学校給食関係機関、行政等で構成される「遠野市環境にやさしい農業推進協議会」が中心となり、有機農業に関する研修会や情報交換会の開催、学校給食への有機農産物の活用、消費者向けPR活動などを継続的に実施している。さらに、令和8年2月には「遠野市オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農業の推進を通じた持続可能な農業と地域づくりを進めている。</u> <u>令和8年3月時点で、本市では環境保全型農業直接支払交付金を活用した農業者数は2経営体(うちみどり認定を受けている農業者は1経営体)である。また、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、水稻や野菜等を中心に市内の耕地面積6,940haのうち7.43haで有機農業に取り組んでいる。</u> <u>生産技術の普及、新規就農者の確保・育成、流通および消費拡大に関する取組を総合的かつ一体的に推進し、遠野市における有機農業の持続的な発展と取組面積の拡大を図るため、本計画において当該区域を「特定区域」として設定する。</u> <u>2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容</u> <u>(1) 活動類型</u> <u>有機農業の生産活動</u> <u>(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容</u> <u>本市では、有機農業の持続的な推進を図るため、「遠野市環境にやさしい農業推進協議会」と連携し、新たな有機農業者の確保及び取組面積の拡大に向けた活動を実施する。</u> <u>また、市が中心となり、県及び近隣市町村との連携を強化しながら、地域特性を生かした環境負荷低減型農業の推進に取り組む。</u>	
備考 変更部分は、下線の部分である。	

改正後	改正前
<u>ア 生産技術の普及</u> <u>市及び関係機関は、有機農業に関する栽培技術の普及を図るため、土づくりや病害虫対策、雑草対策等に関する講習会及び現地研修会を実施する。</u> <u>また、地域に適した栽培技術の確立に向け、生産者同士の情報交換や先進事例の共有を進めるとともに、有機農業の面的・流域的な広がりを意識した取組を推進し、農薬飛散の防止など、有機農業に適した生産環境の形成を図る。併せて、除草機等の省力化機械の導入促進に取り組み、有機農業の取組拡大につなげる。</u> <u>イ 新規就農者の受入れ</u> <u>市及び関係機関は、有機農業に取り組む新規就農者の受入れを促進するため、有機農業に適した未利用農地や空き家、有機農業を実践する農業者等による研修受入れ体制、各種支援制度等の情報を整理・集約し、市内外へ情報発信を行う。</u> <u>また、有機農業に必要な栽培技術の習得支援や就農後の定着支援に取り組む。</u> <u>ウ 流通及び消費の拡大</u> <u>市及び関係機関は、有機農業を含む環境負荷低減型農業により生産された農産物について、市内統一ブランドを活用した販売促進に取り組む。市内流通においては、市内に所在する産直施設への販売コーナー設置による販路確保を図るほか、市内小中学校の学校給食への活用や市内イベント等におけるPR活動を通じて、消費者の理解促進及び認知度向上を図る。</u> <u>また、市外流通においては、友好都市との連携やオンライン販売等により販路拡大を推進する。</u>	
備考 変更部分は、下線の部分である。	